

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

大分国民年金 事案 614 (事案 58 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に帰郷し、市役所での転入手続の際に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、私の父親が納税組合の女性に毎月納付していたので、この期間が未納となっていることは納得できない。

今回、当初私に交付された国民年金手帳の色はピンク色だったことをはっきり思い出したので、再度申し立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 4 月の時点では、申立期間は現年度納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の妻も、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されており、夫婦一緒に申立期間直後の 47 年 4 月から国民年金保険料を納付し始めたと考えるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は当初の申立てから、国民年金手帳を 2 冊所持していたと一貫して主張している上、今回、新たに、申立期間当初の昭和 45 年ごろに交付された国民年金手帳の色はピンク色だったことを明確に思い出したことを理由として再申立てをしているところ、当該申立人の主張は、申立期間の昭和 45 年当時に交付されていた国民年金手帳の色と一致していることが

確認できる。

また、申立人は、今回の調査で新たに「当初交付された1冊目の国民年金手帳には印鑑か日付が入った印が押されていた。一方、2冊目の国民年金手帳には印は押されておらず領収書を貼っていたことを記憶している。1冊目と2冊目の国民年金手帳は異なる様式だったと思う。納付組織での集金は2か月に1回だったと記憶している。」と明確に主張しているところ、i) A市では、申立期間を含む昭和46年度までは印紙検認方式、47年度から納付書方式で保険料納付が行われていたこと、ii) A市の納付組織では、2か月に1回の保険料徴収であったことから、申立人の主張する国民年金手帳の検認欄の処理方法及び納付組織での保険料の徴収方法は、当時の状況とおおむね一致しており、申立人の主張に不自然さは無く、基本的に信用できる。

さらに、申立人は申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付している上、家族3人分（父親、母親及び申立人）の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、10年年金に加入しており、申立人の母親も年金制度発足当初から60歳到達時まで完納していることから、申立人及び申立人の父親の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人は、申立人の父親の家業を継ぐために帰郷し、家業を手伝っており、申立人の父親の国民年金に対する納付意識の高さから、申立人の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から同年 6 月まで

私は、昭和 61 年 2 月 27 日に会社を退職したので、役場へ行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、地区の納税組合に税金等と一緒に納付していた。

領収書は無いが、当時の日誌に国民年金の加入手続を行った旨の記載があるので、納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間である上、申立期間以前の厚生年金保険と国民年金との切替手続を複数回適切に行っていることが確認でき、申立人の年金制度への意識の高さがうかがえる。

また、申立人は申立期間の国民年金への加入の事実を示すものとして申立期間当時の日誌を提出しており、当該日誌には、昭和 61 年 3 月 3 日欄に「役場へ行き国民年金の加入手続を行う。」との記載が確認できるところ、当該日誌は、申立期間当時のものと認められ、記載内容についても信憑性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料については、地区の納税組合に税金等と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人が主張する収納方法は申立期間当時、申立人が居住する地区の納税組合の収納方法と一致しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月及び同年 3 月、56 年 1 月並びに 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 56 年 1 月
③ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金保険料については、申立期間①及び②は、両親が加入手続を行い、保険料を納付してくれており、昭和 59 年に帰郷してからの、申立期間③は、私が納付していた。

我が家は税金や保険料などを未納のままにしておく家ではないので、保険料の未納期間があるのはおかしい。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の母親、申立人の長姉及び次姉についても、国民年金加入期間に未納は無く、申立人家族の納付意識の高さがうかがわれる。

2 申立期間①については 2 か月と短期間である上、申立期間①は、申立人の親が申立人に係る国民年金の任意加入手続（申立期間①当時、申立人は大学生）を行った当初の未納期間であるところ、任意加入したにもかかわらず、その直後の期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立人家族の納付意識の高さ及び申立期間①直後の国民年金保険料は継続して納付済みであることを踏まえると、申立期間①の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

3 申立期間②については 1 か月と短期間である上、申立期間②当時、申立

人と同居していた申立人の母親は同期間の国民年金保険料を納付していること、及び申立期間②直前の国民年金保険料は継続して納付済みであることを踏まえると、申立期間②の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

- 4 申立期間③については、3か月と短期間である上、申立期間③前後の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立期間③の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が申立人について社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、24万円であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録が一致していないので調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金が保管する平成 2 年 8 月適用の加入員給与月額変更届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額が 24 万円と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の月額変更届出の様式について、B社は、複写式であったとしている上、社会保険事務局に照会したところ、「申立期間当時の月額変更届の様式は、社会保険事務所提出用と厚生年金基金提出用の 5 部複写の様式であったと思われる。」と回答しており、同社は、当該基金へ提出したものと同様の月額変更届を社会保険事務所へ提出したと考えられることから、社会保険庁のオンライン記録と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険事務所での事務処理に誤りがあった可能性がうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を加入員給与月額変更届に記載のとおり社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該基金保管の加入員給与月額変更届における申立人の申立期間の記録から 24 万円とすることが必要である。

大分厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

事業主が申立人について社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、30万円であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録が一致していないので調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金が保管する平成 2 年 8 月適用の加入員給与月額変更届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額が 30 万円と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の月額変更届出の様式について、B社は、複写式であったとしている上、社会保険事務局に照会したところ、「申立期間当時の月額変更届の様式は、社会保険事務所提出用と厚生年金基金提出用の 5 部複写の様式であったと思われる。」と回答しており、同社は、当該基金へ提出したものと同様の月額変更届を社会保険事務所へ提出したと考えられることから、社会保険庁のオンライン記録と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険事務所での事務処理に誤りがあった可能性がうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を加入員給与月額変更届に記載のとおり社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該基金保管の加入員給与月額変更届における申立人の申立期間の記録から 30 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が申立人について社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、26万円であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録が一致していないので調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金が保管する平成 2 年 8 月適用の加入員給与月額変更届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額が 26 万円と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の月額変更届出の様式について、B社は、複写式であったとしている上、社会保険事務局に照会したところ、「申立期間当時の月額変更届の様式は、社会保険事務所提出用と厚生年金基金提出用の 5 部複写の様式であったと思われる。」と回答しており、同社は、当該基金へ提出したものと同様の月額変更届を社会保険事務所へ提出したと考えられることから、社会保険庁のオンライン記録と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険事務所での事務処理に誤りがあった可能性がうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を加入員給与月額変更届に記載のとおり社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該基金保管の加入員給与月額変更届における申立人の申立期間の記録から 26 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が申立人について社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、38万円であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録と一致していないので調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金が保管する平成 2 年 8 月適用の加入員給与月額変更届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額が 38 万円と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の月額変更届出の様式について、B社は、複写式であったとしている上、社会保険事務局に照会したところ、「申立期間当時の月額変更届の様式は、社会保険事務所提出用と厚生年金基金提出用の 5 部複写の様式であったと思われる。」と回答しており、同社は、当該基金へ提出したものと同様の月額変更届を社会保険事務所へ提出したと考えられることから、社会保険庁のオンライン記録と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険事務所での事務処理に誤りがあった可能性がうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を加入員給与月額変更届に記載のとおり社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該基金保管の加入員給与月額変更届における申立人の申立期間の記録から 38 万円とすることが必要である。

大分厚生年金 事案 373

第1 委員会の結論

事業主が申立人について社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、34万円であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録と一致していないので調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金が保管する平成 2 年 8 月適用の加入員給与月額変更届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額が 34 万円と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の月額変更届出の様式について、B社は、複写式であったとしている上、社会保険事務局に照会したところ、「申立期間当時の月額変更届の様式は、社会保険事務所提出用と厚生年金基金提出用の 5 部複写の様式であったと思われる。」と回答しており、同社は、当該基金へ提出したものと同様の月額変更届を社会保険事務所へ提出したと考えられることから、社会保険庁のオンライン記録と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険事務所での事務処理に誤りがあった可能性がうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を加入員給与月額変更届に記載のとおり社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該基金保管の加入員給与月額変更届における申立人の申立期間の記録から 34 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を昭和55年10月から56年7月までは20万円及び同年8月から57年2月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和57年4月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、同年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月1日から57年3月31日まで
② 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額と相違し、9万8,000円とされているのは納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、昭和57年4月まで、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録では、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する昭和55年10月から56年7月までは20万円及び同年8月から57年2月までは30万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった57年3月31日の後の健康保険証の返納日である同年4月30日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されていることが推認できる上、申立人以外の複数の従業員についても申立人と同様に同年4月30日付けで遡^{そきゅう}及して

標準報酬月額^{そきゅう}の訂正処理がされていることが推認できる。

かかる訂正処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和55年10月から56年7月までは20万円及び同年8月から57年2月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和57年3月31日以後の同年4月30日付けで同年3月31日に遡及^{そきゅう}して行われていることが推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は昭和57年6月24日まで同社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人が所持する同年3月分の給与支払明細書から、申立人は標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、上述のとおり、申立人以外の複数の従業員についても申立人と同様に遡及^{そきゅう}して訂正処理がされていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和57年3月31日においても同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同年3月31日に当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の主張する同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和57年2月の社会保険事務所の記録から30万円とすることが妥当である。

大分国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年5月までの期間及び57年2月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から52年5月まで
② 昭和57年2月から61年9月まで

申立期間は国民健康保険に加入しており、国民年金にも加入し、保険料を納付したはずで、申立期間が国民年金の未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金保険料の納付状況から、平成2年8月11日（厚生年金保険の資格喪失日）を資格取得日として同年同月に払い出されたことが推認できるところ、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことにより国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年3月まで

申立期間のうち、結婚前の期間については、A町で実父が私の国民年金の加入手続を行い、隣保班で国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

また、結婚後は、義父が国民年金の手続をして夫の分と併せて、B市で国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実父及び義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする実父及び義父は、既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、実父及び義父がそれぞれ納付してくれた旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得記録から、結婚後、A町に再転入した昭和47年6月に払い出されていることが推認でき、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、過年度納付が可能となる期間についても、申立人の主張する隣保班での国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月から35年11月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。
私は、申立期間においてA協同組合の乾燥機の操作業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する厚生年金保険手帳の「事業所名船舶所有者名」欄に「A」及び「被保険者でなくなった日」欄に「昭和35年11月」とそれぞれ記載されていることから、A協同組合の被保険者記録があるはずであると主張しているところ、勤務内容に係る申立人の供述及び当時の複数の関係者の証言から、申立人が申立期間当時、A協同組合で乾燥機の操作業務に従事していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A協同組合は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認することができない上、類似する名称の事業所においても申立人の氏名を確認することができない。

また、関係者のB所の事業主に照会した結果、当該事業主は、「先代の社長がA協同組合の組合長であったことから、組合の事務を当社内で行っていたとは聞いたが、同組合が社会保険に加入していたとは聞いていない。」と証言している。

なお、これ以外の関係者としてC社の事業主の妻にも照会したが、同人からは、「乾燥機の仕事を受託し、申立人が夫（事業主）と共に勤務していたことは覚えているものの、申立人の勤務期間などはわからない。」との証言しか得ることができず、申立人の勤務形態等を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 59 年 12 月まで

私は、申立期間①はA社及びB社の二事業所に勤務し、両事業所からそれぞれ給与を受給していたのに、社会保険庁の記録によると、A社の標準報酬月額の記録は確認できるのに、B社に係る被保険者記録は昭和48年8月1日からとなっている。

申立期間①について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②は両事業所の給与額を併せた給与月額の総額は30万円以上あり、高額な保険料を控除されていた記憶があるのに、当該期間の標準報酬月額が低く記録されていることに納得できない。

申立期間②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社及びB社の二事業所に勤務し、両事業所からそれぞれ給与を受給していたと主張しているものの、商業登記簿謄本によれば、申立人がB社の取締役就任したのは昭和48年8月20日となっていることが確認できる上、税理士事務所が保管する申立人の昭和48年所得税確定申告書控によれば、申立人がB社から給与を受給することとなったのは同年8月からであることが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人について二以上事業所勤務として標準報酬月額が改定されているのは、昭和48年8月からであることが確認でき、社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者原票の

備考欄には、「二以上事業所勤務届 48.11.1 開始 48.8.1」と記載されている。

さらに、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同年4月から同年8月までの期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

2 申立人は、申立期間②について、A社及びB社の給与額を併せた給与月額総額は30万円以上あり、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていたと主張しているが、昭和45年から58年までの期間の所得税確定申告書控に記載されている社会保険料額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額から算出した申立期間の保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月20日から28年11月1日まで

私は、昭和27年2月にA病院に看護師として勤務を始め、30年1月まで継続して勤務していた。同病院は27年4月にB病院に改称したが、継続して勤務しており、途中で辞めた期間は無いのにも、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及び複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA病院及びB病院に看護師として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿及びB病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和28年11月1日付けで被保険者資格を取得しており、申立人とほぼ同時期にA病院に採用されたとする複数の元同僚の資格取得日についても、申立人と同一日付けであることが確認できる。

また、厚生年金保険法の改正（昭和28年11月1日施行）により、法人の事務所である病院における医師、看護師等の医療の事業に使用される者が厚生年金保険に強制加入となったのは、昭和28年11月1日であり、申立期間当時、看護師であった申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられるところ、申立期間当時、一緒に勤務していたとする同職種の元同僚等も、申立期間における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

さらに、B病院は、申立期間当時の人事記録を保管していないため、「申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況は確認できない。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 8 月ごろまで

私は、職業訓練校を昭和 61 年 3 月に卒業後、同年 4 月から A 社に勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る供述及び事業主の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において A 社（現在、B 社）に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、A 社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認することができない上、B 社に照会した結果、当該事業所は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 3 月 5 日に払い出され、申立期間において申立人が国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。